

用語説明（50 音順）

【ア行】

「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」：第 1 章※13

令和元（2019）年 4 月公布、5 月施行。日本列島北部周辺、とりわけ北海道の先住民族であるアイヌの人々の誇りの源泉であるアイヌの伝統及びアイヌ文化が置かれている状況並びに近年における先住民族をめぐる国際情勢に鑑み、アイヌの施策の推進に関し、基本理念、国等の責務、政府による基本方針の策定等について定めることにより、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、及びその誇りが尊重される社会の実現を図り、もって全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的としています。

「秋のこどもまんなか月間」：第 4 章－ 3 ※19

こども家庭庁では、11 月を「秋のこどもまんなか月間」と位置づけ、国はもちろん全国各地で集中的な広報・啓発活動を行っています。また、児童虐待防止に関しては、子どもへの虐待のない社会の実現を目指す市民運動「オレンジリボン児童虐待防止推進キャンペーン」も行われています。この運動は、子ども虐待防止のシンボルマークとしてオレンジリボンを広めることで、子ども虐待をなくすことを呼びかける市民運動です。児童虐待防止全国ネットワークでは、オレンジリボン児童虐待防止推進キャンペーンを通して子ども虐待の現状を伝え、多くの方に子ども虐待の問題に関心を持っていただき、市民のネットワークにより、虐待のない社会を築くことを目指しています。

「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」（人種差別撤廃条約）：第 4 章－ 7 ※ 1

昭和 40（1965）年 12 月 21 日、国連採択。日本は平成 7（1995）年 12 月に批准、翌平成 8（1996）年 1 月 14 日に発効。この条約でいう「人種差別」とは、人種・皮膚の色・世系（descent：出生によって決定される社会的地位や身分）・民族的または種族的出身（origin）に基づく区別や除外、制約や優先であって、政治・経済・社会・文化その他の公的な生活の分野で、人権と基本的自由の平等の立場での承認や享有や行使を無効にしたり害する目的や効果を持つものを意味しています。

この条約の履行を確保するため、締約国は種々の国内措置をとっており、また「人種差別撤廃委員会」という国際機関を設置しています。この委員会は、締約国の報告を審議し、異議申立てを受理するほか、一定の条件で、個人や団体の申立ても受理し、審理することができるようになっています。

「育児・介護休業法」：第 4 章－ 2 ※15

正式な名称は「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」。平成 4（1992）年「育児休業法」を施行し、平成 7（1995）年同法全面施行。同法を大幅改正し、平成 11（1999）年「育児・介護休業法」施行。労働者の仕事と育児・介護との両立を支援するため、育児休業・介護休業、子の看護休暇、介護休暇、育児短時間勤務制度、介護短時間勤務制度等の措置、育児のための所定外労働の制限、育児・介護のための法定時間外労働及び深夜業の制限等について定めています。令和 4（2022）年にも産後パパ育休（出生育児休業）の創設など大きな改正があり、直近で

は令和5（2023）年4月に改正・施行され、従業員1,000人以上の企業に、男性従業員の育児休業等の取得状況についての公表が義務付けられました。

「いじめの防止等のための基本的な方針」（国のいじめ防止基本方針）：第4章－3※7

平成25（2013）年10月策定、平成29（2017）年3月改定。いじめ問題への対策を社会総がかりで進め、いじめの防止、早期発見、いじめへの対処、地域や家庭・関係機関間の連携等をより実効的なものにするため、法により新たに規定された、地方公共団体や学校における基本方針の策定や組織体制、いじめへの組織的な対応、重大事態への対処等に関する具体的な内容や運用を明らかにするとともに、これまでのいじめ対策の蓄積を生かしたいじめ防止等のための取組を定めています。

「いじめ防止対策推進法」：第4章－3※6

平成25（2013）年6月公布・同年9月施行。この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めています。

「インクルーシブ教育システム」：第4章－5※12

「障害者の権利に関する条約」（平成18（2006）年、国連採択）第24条によれば、「インクルーシブ教育システム」（inclusive education system、署名時仮訳：包容する教育制度）とは、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的のもと、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであると述べられています。

「インフォームド・コンセント」：第2章※11

説明と同意のことで、医師は患者に対して、受ける治療内容の方法や意味、効果、危険性、その後の予想や治療に必要な費用について、十分かつ、わかりやすく説明する義務があると言われています。また、その時、患者は自分の身体の中でどのようなことが起こっているのかを知る権利があり、医師から十分な説明を受けて、疑問を解消し、納得した上で治療を受けることに同意することを併せて言います。

「エイズ予防法」：第4章－6※G

正式名称は、「後天性免疫不全症候群の予防に関する法律」。平成元（1989）年1月公布・同年2月施行。後天性免疫不全症候群（エイズ）の予防及び後天性免疫不全症候群患者に対する適正な医療の普及を図ることによって、後天性免疫不全症候群が個人的にも社会的にも害を及ぼすことを防止し、もって公共の福祉を増進することを目的として制定された法律です。なお、この法律は、平成11（1999）年に廃止されています。

「H I V」：第4章－6※1

H I V（Human Immunodeficiency Virus：ヒト免疫不全ウイルス）。エイズ（後天性免疫不全症候群）の原因となるウイルスで、非常に感染力の弱いウイルスです。通常の社会生活では感染者と暮らしても、まず感染することはありません。このウイルスが体のなかで増えると、体に備わっている抵抗力（免疫）が徐々になくなり、健康なときにはかからない感染症や悪性腫瘍が引き起こされることがあります。

「N G O（Nongovernmental Organization）」：第1章※E

「非政府組織」のことであり、国連活動などで民間団体を強調するために使われてきた言い方で、N P Oと同様に「非営利」であることが条件となります。なお、営利を目的としないことを強調するか、政府でないことを強調するかの違いはありますが、非営利であり、非政府であるという点では同じものを指しているといえます。

「N P O（Nonprofit Organization）」：第1章※D

直訳すると「非営利組織（団体）」になりますが、一般的には、「一定の組織を持ち、収益事業を行っても利益配分をせずに目標達成のために再投資する『民間団体（非営利）』であり、行政のコントロールを受けず自発性と独立性がある」といった特徴を持った組織の略称です。

【力行】

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」：第4章－6※3

平成10（1998）年公布・平成11（1999）年施行。従来の「伝染病予防法」「性病予防法」「エイズ予防法」の3つの法律を統合し制定。この法律の前文では、「エイズ等の感染症の患者に対するいわれのない差別や偏見が存在したという事実を重く受け止め、これを教訓として今後に生かすことが必要である」と明記し、患者等の人権尊重に配慮した内容になっています。

なお、同法は数回の改正を行っており、平成19（2007）年4月改正では、「結核予防法」の統合や、人権尊重や最小限度の措置の原則を明記しています。

「企業等」：第1章※22

この基本方針で示す企業等とは、民間企業や事業所、協同組合、NPO、NGO、その他の法人や民間の団体等、あらゆる組織をさしています。

「（公財）高知県国際交流協会」：第4章－7※2

文化・情報・産業など各分野における地域の国際化を目的に、平成2（1990）年11月に設立。民間国際交流団体の中核的役割を担い、様々な国際交流の講座やイベント等の開催により、県民の国際感覚を養うとともに、外国人への差別の解消に向けた啓発を行っています。

「(公財) 高知県人権啓発センター」：第2章※8

あらゆる人権に関する問題について県民の理解と認識を深め、その解決を図るための人権に関する啓発事業や講演会、県内の職場などで行われる研修等への講師派遣などを実施しています。

なお、現在、高知県立人権啓発センターの指定管理者となっています。

「高知家の子どもの貧困対策推進計画～厳しい環境にある子どもたちへの支援策の抜本強化～」

：第4章－3※14

平成28（2016）年3月策定。令和2（2020）年3月第2期計画策定。厳しい環境にある子どもたちの現状を検証・分析することを通じて、早急に解決すべき課題などを洗い出し、課題の解決に向けて必要となる支援策や、成果目標などを取りまとめて示しています。

「高知家の子ども見守りプラン～少年非行の防止に向けた抜本強化策～」：第4章－3※13

平成25（2013）年6月策定。少年非行の課題解決に向けて必要となる抜本的な対策や、今後の目指すべき姿などを取りまとめて示しています。

「高知県いじめ防止基本方針」：第4章－3※15

平成26年（2014）年3月「いじめ防止対策推進法」に基づき策定、平成29（2017）年10月改定。高知県におけるいじめの防止等（いじめの防止、早期発見及びいじめへの対処など）のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、いじめの防止等の基本的な方向に関する事項や、県が実施する施策に関する事項などについて、県内の市町村や市町村（学校組合）立学校を含めた県全体としての方向性や基本的施策を示しています。

「高知県いじめ問題対策連絡協議会」：第4章－3※16

「いじめ防止対策推進法」第14条第1項の規定に基づき、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るため、平成26（2014）年9月設置されました。委員は学校、高知県教育委員会及び市町村の教育委員会、児童相談所、高知地方法務局、高知県警察本部、その他の関係機関及び団体に属する者並びに学識経験者からなります。

「『高知家』いじめ予防等プログラム」：第4章－3※17

令和2（2020）年3月に作成し、高知県内のすべての学校・教員に配付しています。内容はいじめ問題の理解（定義・認知の現状等）、いじめ問題への保護者・地域・教員研修プログラム、いじめ予防等の学習プログラムの3章構成になっています。なお、令和4（2022）年4月に作成した追補版では子どものSOSサインへの気づきと理解（教員研修用プログラム）、不安や悩み、ストレス対処（児童生徒を対象とした学習プログラム）、大人社会での偏見、差別、人権侵害（教員・保護者・地域用研修プログラム）、ネットいじめと情報モラルについての理解の4章構成になっています。

「高知県高齢者・障害者権利擁護センター」：第4章－4※7

高齢者やその家族からの生活や健康・介護に関する身近な心配ごとや、法律に関する専門的な相談、障害者やその家族、市町村からの権利擁護に関する相談を受け付けています。また、障害者への使用者による障害者虐待についての通報・届出の受理を行うほか、市町村に対して行う権利擁護専門家チームの派遣調整や研修会の開催など、権利擁護の取組を推進するための支援を行っています。

「高知県高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」：第4章－4※4

本県における高齢者の保健福祉の向上を図るための「高齢者保健福祉計画」と、市町村の介護保険事業計画の達成を支援するための「介護保険事業支援計画」を一体的に作成し、県の指針とする計画です。3年ごとに見直しを行っており、令和9（2024）年3月に「高知県高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業支援計画」を策定しています。

「高知県子ども条例」：第4章－3※10

平成16（2004）年制定時は「高知県こども条例」。平成25（2013）年1月改正・平成25（2013）年4月施行。この条例は、子どもの尊厳及び権利が守られ、子どもが健やかに成長することができる環境づくりについての基本理念を定め、県、保護者、学校関係者等及び県民の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、これを総合的かつ計画的に推進し、もって全ての子どもが心豊かに成長することができる社会の実現に資することを目的としています。

「高知県子どもの環境づくり推進計画」：第4章－3※12

平成19（2007）年策定・平成24（2012）年、第二期策定・平成25（2013）年、高知県子ども条例改正施行により、第三期策定。平成30（2018）年、第四期策定。条例の目的及び基本理念を実現するための推進計画であり、13のプランを示しています。

「高知県人権教育基本方針」：第2章※1

平成14（2002）年4月策定、令和3年2月改定（高知県教育委員会）。あらゆる教育の場で、人権尊重の精神の涵養を目的とした教育活動に取り組む人権教育の基本方針を定めています。

「高知県人権教育推進プラン」：第2章※2

平成15（2003）年3月策定、令和2（2020）年3月改定版策定（高知県教育委員会）。「高知県人権尊重の社会づくり条例」及び「高知県人権施策基本方針」、「高知県人権教育基本方針」に基づき、人権教育を基盤とした高知県の教育施策の方向性や取組を示しています。

推進プランに掲げる人権尊重の理念や具体的な取組等については、高知県の「教育等の振興に関する施策の大綱」や、高知県教育振興基本計画に位置付け、一体となって人権教育を推進しています。

「高知県人権施策基本方針」：第1章※20

平成12（2000）年3月策定・平成26（2014）年3月第1次改定・平成31（2019）年3月第2次改定・令和6（2024）年3月第3次改定。人権施策の方向性や、「同和問題」「女性」「子ども」「高齢者」「障害者」「感染症患者等」「外国人」「犯罪被害者等」「インターネットによる人権侵害」「災害と人権」「性的指向・性自認」などの人権課題の推進方針、具体的な取組の5か年計画等を定めています。

「高知県人権施策推進委員会」：第5章※1

委員長を知事が務める委員会で、①高知県人権施策基本方針の推進に関すること。②人権侵害に関すること。③その他の人権施策の推進に関すること。の3つの事項を所掌しています。

「高知県人権尊重の社会づくり協議会」：第1章※19

高知県人権尊重の社会づくり条例の第6条に基づき設置したもので、関係行政機関の職員や学識経験者で組織しており、その役割は次のとおり規定されています。

第6条 人権施策の推進に関し、必要に応じて重要事項を調査協議させるため、高知県人権尊重の社会づくり協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 知事は、前条の人権施策の基本方針を定めるに当たっては、あらかじめ協議会の意見を聴くものとする。

3 協議会は、人権尊重の社会づくりに関する事項に関し、知事に意見を述べることができる。

「高知県人権尊重の社会づくり条例」：第1章※17

平成10（1998）年3月30日公布・4月1日施行。この条例は第1条で、「人権尊重の社会づくりについて、県、市町村、県民（県内に在住する個人並びに県内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体をいう。）の責務を明らかにするとともに、施策の基本的な方針に関し必要な事項を定めることにより、同和問題をはじめとするあらゆる人権に関する取組を推進し、もって真に人権が尊重される明るい社会づくりに寄与することを目的とする。」と定めています。

「高知県男女共同参画社会づくり条例」：第4章－2※7

平成15（2003）年12月26日制定。「男女の人権の尊重」、「制度や慣行についての配慮」、「政策等の立案及び決定への共同参画」、「家庭生活における活動と他の活動の両立」、「国際的協調」の6つの基本理念を掲げています。

「高知県DV被害者支援計画」：第4章－2※9

平成19（2007）年3月策定・平成24（2012）年3月「第2次高知県DV被害者支援計画」策定・平成29（2017）年3月「第3次高知県DV被害者支援計画」策定。令和6（2024）年3月「高知県困難な問題を抱える女性及びDV被害者への支援計画」に変更。配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための取組を、総合的、体系的に実施するための基本的な計画を定めています。

「高知県南海地震による災害に強い地域社会づくり条例」：第4章－10※2

南海トラフ地震の揺れや津波による被害から、高知県民の生命、身体（心を含む。）及び財産を守るために、平成20（2008）年4月に施行。その後、東日本大震災の教訓やそれに基づく新たな南海トラフ地震の想定を受けて、発生頻度の高い一定程度の規模の地震及び津波から発生頻度の極めて低い最大クラスの規模の地震及び津波までを視野に入れ、幅を持った対策を実施するという本県の南海トラフ地震対策の方針を踏まえ、「高知県南海トラフ地震による災害に強い地域社会づくり条例」として、平成26（2014）年3月に名称及び内容の一部改定を行いました。

「高知県犯罪被害者等支援相談窓口」：第4章－8※3

県庁内に設置された相談窓口です。専任の相談員が電話や面接により相談を受け、必要な支援を途切れることなく提供できるよう、関係機関と連携し調整します。

「高知県ひとにやさしいまちづくり条例」：第4章－5※9

平成9（1997）年3月25日公布・同年4月1日施行・平成11（1999）年12月27日改正・平成12（2000）年4月1日施行。この条例の目的については、同条例第1条に、「この条例は、ひとにやさしいまちづくりについて、県、市町村、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、施策の基本方針を定めることにより、障害者、高齢者等が安全かつ快適に利用することができる施設等の整備その他のひとにやさしいまちづくりのために必要な施策を推進し、もってすべての県民が安全かつ快適に暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。」と記されています。

「高知県立人権啓発センター」：第2章 ※F

昭和58（1983）年に開設されました。ホールや視聴覚室の貸出や、人権関係の図書・視聴覚教材の貸出・閲覧を行っています。

「高知県立ふくし交流プラザ」：第4章－4※8

明るく豊かで活力のある長寿・福祉社会づくりを推進するための総合施設で、全階に視覚障害者誘導システムや障害者用トイレを設けるなど、障害のある人や高齢者に配慮した様々な工夫がされている施設です。

「こうち男女共同参画センター『ソーレ』」：第4章－2※12

男女が共に女性問題について認識を深め、その解決に向けた様々な活動を支援する総合的な機能を有する拠点施設です。平成11（1999）年に「こうち女性総合センター『ソーレ』」として開館し、平成16（2004）年に現在の名称に変更しています。

「こうち男女共同参画プラン」：第4章－2※8

平成13（2001）年策定・平成16（2004）年第1次改定・平成23（2011）年3月第2次改定・平成28（2016）年3月第3次改定・令和3（2021）年3月第4次改定。

「こうち被害者支援センター」：第4章－8※6

犯罪や交通事故の被害に遭った方やその家族の方の精神的なケアや悩みの解決などを支援しています。平成19（2007）年4月に被害者支援の拠点として設立され、同年7月に高知県よりNPO法人に認証されています。なお、平成24（2012）年に高知県公安委員会から「犯罪被害者等早期援助団体」に指定され、平成26（2014）年には、高知県より認定NPO法人（寄附金税額控除対象法人）に認定されています。

「高齢社会対策基本法」：第4章－4※2

平成7（1995）年11月公布・同年12月施行。この法律では、高齢者が様々な社会活動に参加する機会を確保するとともに、社会を構成する重要な一員として尊重され、健やかで充実した生活を営むことができる社会の構築が必要であることが基本理念として謳われています。

「高齢社会対策大綱」：第4章－4※3

政府が推進すべき基本的かつ総合的な高齢社会対策の指針として定められるものです。平成8（1996）年7月に閣議決定されて以降、経済社会情勢の変化等を踏まえ、平成13（2001）年、平成24（2012）年、平成30（2018）年に見直しが行われています。平成30（2018）年1月に閣議決定された新たな「高齢社会対策大綱」では、「高齢者」の捉え方の意識改革、老後の安心を確保するための社会保障制度の確立、高齢者の意欲と能力の活用、地域力の強化と安定的な地域社会の実現、安全・安心な生活環境の実現、若年期から「人生90年時代」への備えと世代循環の実現の6つの基本的考え方を踏まえ、分野別の基本的施策に関する中期にわたる指針が示されています。

「高齢者問題国際行動計画」：第4章－4※1

昭和57（1982）年、国連採択。この計画は、高齢者の問題を単なる保護やケアの提供という問題から、社会への関与と参加の問題に視点を移し、そのような視点からの政策の推進を求めたものです。

「合理的配慮」：第4章－5※7

行政機関等及び事業者が、その事務・事業を行うに当たり、個々の場面において、障害のある人から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合に、障害のある人の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な取組であり、その実施に伴う負担が過重でないものをいいます。

令和3（2021）年に障害者差別解消法が改正され、令和6（2024）年4月から事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化されます。

「国連で採択された主な人権関係諸条約等」：第1章※1

昭和40（1965）年 あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）

昭和41（1966）年 国際人権規約（社会権規約：経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約）（自由権規約：市民的及び政治的権利に関する国際規約）

昭和 54（1979）年 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）

平成元（1989）年 児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）

平成 18（2006）年 障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）

「固定的な性別役割分担意識」：第 4 章－2 ※10

個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事、女は家庭」「男性は主要な業務、女性は補助的業務」等のように、性別を理由として役割を分ける考え方。

「こども家庭庁」：第 4 章－3 ※8

令和 5（2023）年 4 月に発足。いじめを政府全体の問題として捉え直し、こども家庭庁、文部科学省など関係府省の連携の下、こども家庭庁が学校外からのアプローチによるいじめ防止対策に取り組むことで、学校におけるアプローチ等と相まって、いじめの長期化・重大化防止、重大事態の対処の適切化を推進しています。

「こども基本法」：第 4 章－3 ※9

こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和 4（2022）年 6 月に成立し、令和 5（2023）年 4 月に施行されました。日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としています。同法は、こども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定やこども等の意見の反映などについて定めています。

「個別施策層」：第 4 章－6 ※4

感染の可能性が疫学的に懸念されながらも、感染に関する正しい知識の入手が困難であったり、偏見や差別が存在している社会的背景等から適切な保健医療サービスを受けていないと考えられるために施策の実施において特別な配慮を必要とする人々をいいます。

「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（男女雇用機会均等法）

：第 4 章－2 ※3

昭和 60（1985）年公布。この法律の前身は、昭和 47（1972）年の「勤労婦人福祉法」です。この法律では、職場における採用・配置・昇進などの人事上、男女の差別を行ってはならないと定めています。その後も改正が繰り返され、平成 19（2007）年 4 月 1 日に施行された「改正男女雇用機会均等法」では、男女双方に対する差別を禁止することを規定し、平成 29（2017）年 1 月 1 日施行の改正では、妊娠・出産等に関するハラスメント防止措置義務が加わりました。

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」：第 4 章－2 ※6

令和 4（2022）年 5 月制定、令和 6（2024）年 4 月 1 日施行。女性をめぐる課題が生活困窮や性暴力・性犯罪被害、家庭関係の破綻など複雑化、多様化していることを受けて制定された新法。国及び地方公共団体の責務や、女性相談支援センター（旧婦人相談所）の役割などが定められています。

これに伴い、売春防止法の一部（第三章補導処分、第四章保護更生）が廃止されることとなりました。この法律の施行により、県では、令和6（2024）年3月に「高知県困難な問題を抱える女性及びDV被害者への支援計画」を策定しています。

「こどもまんなか児童福祉週間」：第4章－3※18

期間は5月5日から5月11日まで。日本の児童福祉の理念の周知を図るとともに、国民の児童に対する認識を深めるための週間として、厚生省（現厚生労働省）が昭和22（1947）年から実施しており、こどもの日（5月5日）を初日とした1週間となっています。なお、期間中は児童福祉にちなんだ行事が行われるほか、一部の子ども向け施設で子どもの入場料について無料、又は割引料金を適用するなどのイベントも実施されています。

【サ行】

「ジェンダー gender」：第1章 ※C

「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別があります。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」といいます。

「ジェンダーアイデンティティ」：第4章－11※2

自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識をいいます。

「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」（リベンジポルノ防止法） ：第4章－9※3

個人の性的名誉や性的プライバシーを保護することを目的に制定されました。プライベートな性的画像を、その撮影対象者の同意なく公表する行為について、罰則を設け禁止しています。

「持続可能な開発のための2030アジェンダ」：第1章※B

人間、地球及び繁栄のための行動計画であり、「人権、人の尊厳、法の支配、正義、平等及び差別のないことに対して普遍的な尊重がなされる世界」を目指すべき世界像の一つとしています。

また、国際社会は、世界人権宣言や人権に関する国際文書、国際法の重要性を確認し、全ての人の人権と基本的な自由の尊重、保護及び促進責任を有することを強調しています。

「持続可能な開発目標SDGs（[エス・ディー・ジーズ] Sustainable Development Goals）」 ：第1章※5

平成27（2015）年9月の国連総会で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載されている、2016年から2030年までの17のゴールと169のターゲットで構成された世界共通の目標です。17のゴールには、「あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる」や「ジェンダー平等を達成し、あらゆる女性及び女性のエンパワーメントを行う」などがあります。

「児童虐待の防止等に関する法律」（児童虐待防止法）：第4章－3※3

平成12（2000）年11月施行・平成16（2004）年10月改正・平成20（2008）年4月改正・平成29（2017）年4月改正。この法律は、児童虐待が児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、我が国における将来の世代の育成にも懸念を及ぼすことに鑑み、児童に対する虐待の禁止、児童虐待の予防及び早期発見その他の児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援のための措置等を定めることにより、児童虐待の防止等に関する施策を促進し、児童の権利利益の擁護に資することを目的として定められています。

「児童の権利に関する条約」（子どもの権利条約）：第4章－3※2

平成元（1989）年11月、国連採択・平成6（1994）年4月、日本批准。この条約は、18歳未満の全ての人の保護と基本的人権を国際的に保障、推進するため、国連総会で採択されました。

特徴は、子どもを単なる保護の対象としてではなく、独自の考えや主体的な能力を持つ「大人と対等な一人の人間」としてとらえ、発達段階に応じてその権利を使いながら社会に参加していく存在であると考えていることです。

なお、この条約では、子どもが自分のことについて自由に意見を述べ、自分を自由に表現し、自由に集いを持つことが認められるべきであり、そのために、子どもも他の人のことをよく考え、道徳を守っていく必要があること、また、私生活・家庭・住居・通信に対して、不法に干渉されないことや、暴力や虐待といった不当な扱いから守られるべきことなどが定められています。また、「「児童の権利に関する条約」について」文部事務次官（平成6（1994）年5月20日）では、「本条約の発効により、教育関係について特に法令等の改正の必要はないところではありますが、もとより、児童の人権に十分配慮し、一人一人を大切に教育が行われなければならないことは極めて重要なことであり、本条約の発効を契機として、さらに一層、教育の充実が図られていくことが肝要であります。このことについては、初等中等教育関係者のみならず、広く周知し、理解いただくことが大切であります。」と、周知しています。

「児童の権利に関する宣言」（子どもの権利宣言）：第4章－3※1

昭和34（1959）年11月、国連採択。国際的な子どもの人権保障宣言。前文で「人類は児童に対し、最善のものを与える義務を負っている」との基本的な課題を提示し、世界人権宣言（昭和23（1948）年）やジュネーブ児童権利宣言（大正13（1924）年）を受け継ぎ、これを発展・定着させる見地を表明しています。

「社会的障壁」：第4章－5※1

障害がある人にとって、日常生活又は社会生活を営むうえで障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいいます。

「社会を明るくする運動」：第4章－12※1

この運動は、全ての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動です。昭和26（1951）年に法務府（現法務省）は、「社会を明るくする運動」と名付けて取り組むことにしました。なお、第60回（平成22（2010）年）からは、新名称「“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～」が定められています。

県では、国の計画を踏まえ、県の実情を考慮し、基本的な方向性や県の施策等を定めた「地方再犯防止推進計画」を策定し、刑を終えて出所した人が社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、再犯の防止等に関する取組を推進することとしています。

「障害者基本計画」：第4章－5※6

「障害者基本法」に基づき策定が義務づけられているもので、「障害者対策に関する新長期計画」（平成5（1993）年度～平成14（2002）年度）が第1次障害者基本計画となり、第2次（平成15（2003）年度～平成24（2012）年度）、第3次（平成25（2013）年度～平成29（2017）年度）、第4次（平成30（2018）年度からの5年間）と策定されています。

「障害者基本法」：第4章－5※4

平成5（1993）年12月公布・施行。昭和45（1970）年に制定された「心身障害者対策基本法」が改正されたもので、特徴は、（1）従来からの対象だった身体障害者（内部障害者を含む）と知的障害者に精神障害者が加えられたこと。（2）法の基本理念と目的が、「障害者があらゆる分野の活動に参加する機会を与えられる」ものとし、「障害者の自立と社会経済活動への参加の促進」と位置づけられたこと。（3）国に「障害者基本計画」の策定を義務づけ、毎年その進行や成果を国会に報告することとしたことなどである。なお、その後、平成16（2004）年6月、平成23（2011）年8月、平成25（2013）年6月に改正されています。

「障害者週間」：第4章－5※13

期間は12月3日から12月9日まで。昭和57（1982）年に「障害者に関する世界行動計画」が国連総会で採択された12月3日が「国際障害者デー」、昭和50（1975）年に「障害者の権利宣言」が国連総会で採択された12月9日を「障害者の日」としていたことから、平成16（2004）年の「障害者基本法」の改正により、従来の「障害者の日」に代わるものとして、この週間が設定されました。

なお、県はこの「障害者週間」の期間中に県民の集いを開催し、各種イベント等を通じて障害のある人となない人の交流を深め、ノーマライゼーションの理念の普及啓発を図る取組として、「障害者週間の集い」を毎年、実施しています。

「障害者就業・生活支援センター」：第4章－5※15

障害のある人が就労し、経済的に自立していくため、身近な地域で就職面の支援と生活面の支援を一体的に行う機関です。

「障害者職業センター」：第4章－5※14

障害のある人や障害のある人を雇用する事業主などに対して、公共職業安定所（ハローワーク）と連携をとりながら、就職のための相談から就職後の職業適応指導までの一連の業務を行います。

「障害者の権利に関する条約」（障害者権利条約）：第4章－5※3

平成18（2006）年12月、国連採択。平成26（2014）年1月、日本批准。この条約は、全ての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として定められています。

「障害者の権利に関する宣言」：第4章－5※2

昭和50（1975）年12月、国連採択。同決議には、「障害者は、その人間としての尊厳が尊重される生まれながらの権利を有している。障害者は、その障害の原因、特質及び程度にかかわらず、同年齢の市民と同等の基本的権利を有する。…」と記されています。

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）：第1章※10

平成25（2013）年6月公布・平成28（2016）年4月施行。改正法：令和3（2021）年6月公布・令和6（2024）年4月施行。この法律は、平成23（2011）年に改正された「障害者基本法」第4条に基本原則として規定された「差別の禁止」に関するより具体的な規定を示し、それが遵守されるための具体的な措置等を定めることにより、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として定められています。

なお、この法律では、政府は、差別解消の推進に関する基本方針を策定すること、国・地方公共団体等は、当該機関における取組に関する要領を策定すること（地方の策定は努力義務）、事業者は、事業分野別の指針（ガイドライン）を策定することなどが示されています。

「女子差別撤廃条約」：第4章－2※1

正式名称は「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」。昭和54（1979）年12月18日、国連採択。昭和60（1985）年6月25日、日本批准。この条約は、女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念とし、具体的には、女子に対する差別を定義し、政治的及び公的活動、教育、雇用、保健、家族関係等あらゆる分野での男女の平等を規定しています。

「女性相談支援センター」：第4章－2※11

女性の抱える様々な問題について相談に応じる県の相談機関です。電話や来所での相談を受け、問題解決に当たっては、被害者自らが選択・決定するために無料法律相談や福祉制度などの必要な情報の提供や助言を行います。また、DV被害者など、危険性の高いケースでは、必要に応じて一時的な保護を行い、自立に向けた様々な支援も行っており、「配偶者暴力相談支援センター」としての機能も持っています。

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）：第4章－2※4

平成27（2015）年9月公布。それまで女性の活躍推進に向けた取組は各事業主の自主性に委ねられていましたが、この法律により、国、地方公共団体、常時雇用する労働者の数が301人以上の事業主に対して、女性の活躍状況の把握・課題分析、数値目標を掲げた行動計画の策定、女性の活躍状況の公表等を義務づけました。令和元（2019）年5月の改正で、労働者が101人以上の事業者に対象が拡大され、令和4（2022）年度から全面施行されています。さらに、令和4（2022）年7月8日の改正で、労働者301人以上の事業者は、「男女の賃金の差異」の公表が義務づけられました。

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」：第1章※8

平成12（2000）年12月公布・施行。この法律では、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）と定義しています。

また、国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならないこと、さらに、政府は毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならないことを定めています。

「人権教育・啓発に関する基本計画」：第1章※9

平成14（2002）年3月、閣議決定・平成23（2011）年4月一部変更、閣議決定。この基本計画では、人権教育・啓発についての基本的な在り方や推進方策などについて定めています。

なお、各人権課題に対する取組としては、「女性」「子ども」「高齢者」「障害者」「同和問題」「アイヌの人々」「外国人」「HIV感染者・ハンセン病患者等」「刑を終えて出所した人」「犯罪被害者等」「インターネットによる人権侵害」「北朝鮮当局による拉致問題等」をあげています。

「人権教育のための国連10年」：第1章※2

期間 平成7（1995）年～平成16（2004）年。国連をはじめとした国際社会はもとより、国際地域社会、各国、さらには各地方レベルにおいて創意工夫を凝らした人権教育に取り組むことによって世界中に人権文化を構築し、全ての人々の人権が尊重される平和な世界を創造していくことを目的としています。

この国連の行動計画では、「人権教育」とは、「知識と技術の伝達及び態度の形成を通じ、人権という普遍的文化を構築するために行う研修、普及及び広報努力」と定義されています。

「人権教育のための国連10年」高知県行動計画：第1章※18

平成10（1998）年7月策定。この県行動計画の内容は、具体的な行動計画として、身近な課題への対応と人権に関わりの深い職業に従事する職員への人権教育について明記しています。

身近な課題としては、「同和問題」「女性」「子ども」「高齢者」「障害者」「H I V感染者等」「外国人」の7つをあげ、各課題について、「現状と課題」「人権尊重の取り組みや人権侵害」「今後の取り組み」について整理し、「今後の取り組み」では、「県の取り組み」「企業等に期待する取り組み」「県民に期待する取り組み」の具体を明記しています。

なお、この行動計画は、平成12（2000）年3月に策定した「高知県人権施策基本方針」に変更しています。

「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画：第1章 ※7

平成7（1995）年12月人権教育のための国連10年推進本部設置（本部長：内閣総理大臣）。平成9（1997）年7月4日「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画を公表。この行動計画では、学校教育や社会教育をはじめ、企業や特定の職業に従事する者に対する人権教育を強化するとともに、「女性」「子ども」「高齢者」「障害者」「同和問題」「アイヌの人々」「外国人」「H I V感染者等」「刑を終えて出所した人」などを重要課題としています。

「人権教育のための世界計画」：第1章※3

<第1フェーズ行動計画 平成17（2005）年～平成21（2009）年>

<第2フェーズ行動計画 平成22（2010）年～平成26（2014）年>

<第3フェーズ行動計画 平成27（2015）年～平成31（2019）年>

<第4フェーズ行動計画 令和2（2020）年～令和6（2024）年>

人権教育プログラムの実施を促進するため、第1・第2・第3・第4と連続したフェーズからなる「行動計画」を示しています。なお、目的は以下のとおりとしています。

- （a）人権文化の発展を促進すること。
- （b）国際文書に基づいた人権教育のための基本原則及び方法論への共通理解、並びに国家政策における人権教育の融合を促進すること。
- （c）国内、地域及び国際レベルにおける人権教育への関心を確保すること。
- （d）あらゆる関係主体による行動のための共通の集合的枠組を提供すること。
- （e）あらゆるレベルにおいてパートナーシップと協力を強化する。
- （f）人権教育計画及びその他の人権を促進する教育計画を調査、評価及び支援し、成功事例を強調し、それを継続又は拡大するインセンティブを提供し、新たな事例を発展させること。
- （g）「人権教育及び研修に関する国連宣言」の実施を促進すること。また、第3フェーズ行動計画では、「人権教育」とは、人権という普遍的文化を構築するために行うあらゆる学習、教育、研修及び情報に関する取組と定義されています。

「人権週間」：第2章※7

期間は12月4日から10日まで。国連で世界人権宣言が採択された12月10日（世界人権デー）を最終日とする1週間を期間と定め、関係機関や団体等と協力し、広く国民に人権意識の高揚を呼びかけています。

なお、県はこの「人権週間」の期間中に、広く県民の方々が参加できる「人権啓発フェスティバル」を毎年、開催しています。

「人権宣言に関する決議」：第1章※16

平成7（1995）年3月15日（高知県議会）。その内容は下記のとおりです。

1948年12月に採択された世界人権宣言には「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」とうたわれている。

基本的人権に係るこの理念は、人類普遍の原理としていささかも軽視されることがあってはならない。しかしながら、我が国をはじめ世界的に様々な人権問題が現実存在する。

新しい世紀の到来を目前にした今日、我々は、これらの人権問題解決のため、すべての人々がそれぞれひとりの人間として人を大切に、大切にされる人権尊重の地域社会の実現をめざして、決意を新たに、さらなる努力を期するものである。

以上、決議する。

「人権に関する県民意識調査」：第4章－1※4

令和4（2022）年の7月から8月に高知県子ども・福祉政策部人権・男女共同参画課が実施した意識調査です。高知県内在住の18歳以上の県民（選挙人名簿登録者）3,000人を対象とし、1,333票の有効回答を得ました。調査方法は、無記名による郵送法で行っています。

なお、この意識調査の結果については、人権・男女共同参画課のホームページに掲載しています。

「人権文化」：第1章 ※A

「人権という普遍的な文化」と同義です。「人権教育のための国連10年」では、その基本理念として「人権という普遍的な文化」を掲げ、その意味することは、人権についてお互いが理解し、尊重し合う暮らしのなかの一つの文化（人権文化）として、当たり前になっている社会の在り方をいいます。

「人権擁護委員」：第3章※1

人権擁護委員は、「人権擁護委員法」（昭和24（1949）年5月制定・令和4（2022）年6月最終改正）に基づいて各市町村に置かれ、国民の基本的人権が侵犯されることのないように監視し、もし、これが侵犯された場合には、その救済のため、すみやかに適切な処置を採るとともに、常に自由人権思想の普及高揚に努めることを使命とする公職です。委員については、市町村の推薦により法務大臣が委嘱します。

なお、人権擁護委員は、法務大臣が定める各都道府県の区域ごとに「人権擁護委員協議会」を組織し、人権擁護委員の職に関する連絡・調整や資料及び情報収集、研究などを行います。

「人権擁護委員連合会」：第3章※2

「人権擁護委員法」第16条第2項により、人権擁護委員協議会（以下、協議会）が都道府県ごとに組織するものです。この連合会は、協議会の任務に関する連絡及び調整などを行います。なお、各都道府県の連合会は、「全国人権擁護委員連合会」を組織しています。

「人権擁護施策推進法」：第1章※6

平成8（1996）年12月公布・平成9（1997）年3月施行。この法律では、目的について第1条で「この法律は、人権の尊重の緊急性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権の擁護に関する施策の推進について、国の責務を明らかにするとともに、必要な体制を整備し、もって人権の擁護に資することを目的とする。」と示しています。なお、この法律は時限法であり、平成14（2002）年3月25日をもって失効しています。

「新・放課後子ども総合プラン」：第4章－3※4

平成26（2014）年7月に次世代を担う人材を育成し、加えて共働き家庭が直面する「小1の壁」を打破する観点から、厚生労働省と文部科学省の連携のもと「放課後子ども総合プラン」が策定されました。さらに当該プランの進捗状況や、児童福祉や教育分野における施策の動向を踏まえ、平成30（2018）年に「新・放課後子ども総合プラン」が策定されました。

「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」（青少年インターネット環境整備法）：第4章－9※2

青少年のインターネットを適切に活用する能力の習得に必要な措置を講ずるとともに、青少年有害情報フィルタリングの性能の向上及び利用の普及などにより青少年が有害情報を閲覧する機会をできるだけ少なくするための措置を講ずることにより、青少年のインターネット利用における権利の擁護を目的に平成21（2009）年に施行されました。さらに、青少年をめぐるインターネット環境が大きく変化していることを受け、平成29（2017）年には、インターネット事業者等に、スマートフォンをはじめとする携帯電話端末等の契約者または使用者が青少年であるかどうかを確認し、契約者が青少年である場合は当該青少年に、使用者が青少年であり、かつ契約者がその青少年の保護者である場合は当該保護者に対して、青少年有害情報の閲覧の可能性があること、また、青少年有害情報フィルタリングサービスの利用の必要性等を説明する義務を課すこととしました。

「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」

：第1章※15

令和5（2023）年6月公布、施行。性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進施策の推進に向けて、基本理念を定め、国及び地方公共団体の役割等を明らかにするとともに、政府の基本計画の策定などにより、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性を受け入れる精神を涵養し、多様性に寛容な社会の実現に資することを目的としています。

「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」：第4章－11※1

平成15（2003）年7月公布。生物学的には性別が明らかであるにもかかわらず、心理的には他の性別であるとの持続的な確信を持ち、かつ、自己を身体的及び社会的に他の性別に適合させようとする意思を有する者であって、そのことについて必要な知識及び経験を有する二人以上の医師の診断が一致している者を「性同一性障害者」とし、そのうち、二十歳以上であること、現に婚姻をしていないこと、現に子がいらない等の要件を満たす者について、家庭裁判所がその者の請求により、性別の取扱いの変更の審判をすることができることとされました。

審判を受けた者は、民法その他の法令の規定の適用については、他の性別に変わったものとみなすとともに、その効果は審判前に生じた身分関係、権利義務に影響を及ぼすことがないものとしています。また、審判を受けた者は、新戸籍を編製することを基本とし、戸籍の続柄の記載の変更手続きを行うこととしています。

「成年後見制度」：第4章－4※11

認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々は、不動産や預貯金を管理したり、身のまわりの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要があるがあっても、自分でこれらのことをすることが難しい場合があります。また、自分に不利益な契約であっても、よく判断できずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害にあうおそれもあります。このような判断能力の不十分な方々を保護し、支援する制度です。

「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター」：第4章－8※4

全都道府県で設置している医療的支援、法的支援、心理的支援などを可能な限り一カ所で提供する地域における被害者支援の中核的な機関。県内では、「性暴力被害者サポートセンターこうち」で支援を行っています。

「世界エイズデー」：第4章－6※2

WHO（世界保健機構）は、昭和63（1988）年に世界的レベルでのエイズまん延防止と患者・感染者に対する差別・偏見の解消を図ることを目的として、12月1日を「世界エイズデー」と定め、エイズに関する啓発活動等の実施を提唱しています。なお、平成8（1996）年より、WHOに代わってUNAIDS（国連合同エイズプログラム）が提唱者となっています。

「セクシュアル・ハラスメント」：第2章※5

一般的には性的な嫌がらせなどをいい、職場においては、労働者の意に反する「性的な言動」に起因するもので、「対価型」と「環境型」があります。「対価型」とは、労働者の意に反する性的な言動に対する労働者の対応により、その労働者が解雇、降格、減給などの不利益を受けることです。「環境型」とは、労働者の意に反する性的な言動により労働者の就業環境が不快なものとなったため、能力の発揮に重大な悪影響が生じるなど、その労働者が就業するうえで看過できない程度の支障が生じることです。

【タ行】

「第2期高知県子ども・子育て支援事業支援計画及び高知県次世代育成支援行動計画（改定版）～高知家の少子化対策総合プラン（後期計画）～」：第4章－3※11

「次世代育成支援対策推進法」（平成15（2003）年制定）に基づき、平成17（2005）年、「こうちこどもプラン（前期計画）」策定・平成22（2010）年、「こうちこどもプラン（後期計画）」・平成27（2015）年、「高知家の少子化対策総合プラン（前期計画）」策定。令和2（2020）年に計画の改定に伴い、多くの取組が関連する「子ども・子育て支援事業支援計画」と一体とした「高知家の少子化対策総合プラン（後期計画）」を策定し、誰もが希望する時期に安心して結婚、妊娠・出産、子育てすることができる環境を整える総合的な施策を推進しています。

「男女共同参画社会基本法」：第4章－2※2

平成11（1999）年6月23日公布・施行。男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として策定されています。

「男女共同参画月間」：第4章－2※14

平成16年4月1日に施行された「高知県男女共同参画社会づくり条例」で、毎年6月を推進月間と定め、県民や事業者に男女共同参画への関心を高めていただくために、様々な取組を実施しています。

「地域包括支援センター」：第4章－4※10

地域住民の心身の健康の保持、生活の安定、保健・福祉・医療の向上と増進のための援助や支援を包括的に担う地域の中核機関です。運営は、市町村または市町村から委託された法人が行います。

「同和対策事業特別措置法」：第4章－1※2

同和地区の生活環境の改善、社会福祉の増進、産業の振興、職業の安定、教育の充実、人権擁護活動の強化など、必要な措置を総合的に実施することを目的として、昭和44（1969）年に制定された10年間の限時法（後に、法期限を3年間延長）。国は、33年間で本法も含めて3度にわたり特別措置法を制定しています。

「同和対策審議会答申」：第4章－1※1

昭和40（1965）年答申。同和対策審議会が、「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本方策」について諮問を受け、約4年をかけて審議を行ってまとめたものです。なお、この答申は、戦後の同和行政の大きな指針となっています。

「同和地区」：第4章－1※3

同和問題は、日本固有の問題であり、その早期解消を図るため、昭和44（1969）年に公布・施行された「同和対策事業特別措置法」から始まって、昭和62（1987）年に施行された「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」が平成14（2002）年3月に失効するまでの間、法律で一定の地域が「対象地域」と指定され、環境改善や同和教育・啓発などの取組が進められてきました。「同和地区」とは、過去にこれらの法律で指定されていた地域を指します。

「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（プロバイダ責任制限法）」：第4章－9※1

インターネットでのウェブページや電子掲示板などの不特定のものに受信される情報の流通によって権利の侵害にあった場合について、プロバイダ及びサーバの管理・運営者等の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示を請求する権利について定めています。

「ドメスティック・バイオレンス：DV（Domestic Violence）」：第2章※3

一般的には「夫婦や恋人など親密な関係にある男女間における暴力」という意味で使われます。暴力の種類には、身体的暴力、精神的暴力、社会的暴力、経済的暴力、性的暴力などがあり、最近では若者間での「デートDV」が問題となっています。なお、DVについては、女性だけでなく、男性が被害者になるケースもあります。

【ナ行】

「認知症サポーター」：第4章－4※9

認知症に対する正しい知識と理解を持ち、認知症の人や家族を見守り支える応援者のこと。自治体（市町村・都道府県）または企業・職域団体（従業員を対象とする）が実施する「認知症サポーター養成講座」（90分）を受講すれば、だれでも認知症サポーターになることができます。

「ノーマライゼーション」：第4章－5※5

障害のある人を特別視するのではなく、社会のなかで普通の生活が送れるように条件を整えるべきであり、障害のある人もない人も共に生活し、活動できる社会こそ当然の社会であるとする考え方です。

【ハ行】

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV防止法）：第4章－2※5

平成13（2001）年4月公布・同年10月施行。平成16（2004）年改正。平成19（2007）年改正。平成25（2013）年改正（「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に名称変更）。令和5（2023）年改正。配偶者からの暴力を「配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下「身体に対する暴力等」という。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。」と定義しています。

なお、「配偶者」には、婚姻の届出をしていないいわゆる「事実婚」を含み、男性、女性の別を問いません。さらに、離婚後（事実上離婚したと同様の事情に入ることを含みます。）も引き続き暴力を受ける場合を含みます。

「発達障害」：第4章－5※10

「発達障害者支援法」（平成16（2004）年12月公布・平成17（2005）年4月施行）には、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義されています。

「8050問題」：第2章※9

80代の親が50代のひきこもりの子どもを抱える世帯のこと。

「バリアフリー」：第4章－4※5

主に高齢者や障害のある人が、生活する上で、支障となる物理的・精神的な障壁（バリア）を取り除くための取組や障壁を取り除いた状態のことをいいます。

「パワー・ハラスメント」：第2章※4

同じ職場で働く者等に対して、職務上の地位や人間関係などの優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場等の環境を悪化させる行為をいいます。なお、上司から部下に行われるものだけでなく、先輩・後輩間や同僚間など、様々な優位性を背景に行われるものも含まれます。

「犯罪被害者週間」：第4章－8※7

期間は11月25日から12月1日まで。「犯罪被害者等基本法」の成立日である12月1日以前の1週間が、「犯罪被害者週間」と定められています。期間中は、犯罪被害者等がおかれている状況や犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏への配慮の重要性等について、人々の理解を深めるための啓発事業等が実施されています。

「犯罪被害者等基本計画」：第4章－8※2

平成17（2005）年閣議決定。（令和3（2021）年に「第4次計画」策定。計画期間は令和3（2021）年度から令和7（2025）年度末まで）「4つの基本方針」（①尊厳にふさわしい処遇を権利として保障すること ②個々の事情に応じて適切に行われること ③途切れることなく行われること ④国民の総意を形成しながら展開されること）の下、具体的な施策が推進されています。

「犯罪被害者等給付金支給法」：第4章－8※1

昭和55（1980）年公布・昭和56（1981）年施行。平成13（2001）年の改正により、名称が「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律」に、平成20（2008）年の改正で、「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」に変更されました。

「犯罪被害者ホットライン」：第4章－8※5

犯罪の被害に遭われた方の心の悩み等に関する相談窓口です。

「PDCAサイクル」：第1章※21

Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（検証）→ Action（改善）の4段階を順に繰り返すことによって、継続的に業務を改善する手法のことです。

「ビジネスと人権に関する行動計画（2020～2025）」：第1章※14

政府や企業等の「ビジネスと人権」の理解促進と意識向上や、企業の国内外のサプライチェーン（原料調達先、製造・物流会社、販売会社）における人権デューディリジェンス（取引先の人権侵害を把握して対処）の導入などが示されています。

「ビジネスと人権に関する指導原則」：第1章※4

「国家の人権保護の義務」「企業の人権尊重の責任」「救済へのアクセス」の3本柱で構成されており、企業には「人権方針の策定」「人権デューディリジェンス（取引先の人権侵害を把握して対処）」「救済メカニズムの構築」を求めています。

「避難行動要支援者」：第4章－10※3

要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者）のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者のことをいいます。

「部落差別の解消の推進に関する法律」（部落差別解消推進法）：第1章※12

平成28（2016）年12月公布・施行。この法律は、現在もなお、部落差別は存在するとともに、情報化の進展にともなって、部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現することを目的として、国と地方公共団体に相談体制の充実、必要な教育・啓発を行うよう、また、国に対して、部落差別の実態に係る調査を行うよう規定しています。

「部落差別をなくする運動」強調句間：第4章－1※5

期間は7月10日から20日まで。同和問題の解決に向け、県民一人ひとりが取組を進めていく必要があることを広く県民にアピールするため、県が市町村などの協力を得て、この期間中に講演会やテレビ・ラジオなどによる啓発事業を実施しています。

「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）：第1章※11

平成28（2016）年6月公布、施行。この法律は、「国民は、本邦外出身者に対する差別的言動の解消の必要性に対する理解を深めるとともに、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければならない」を基本理念として、国と地方公共団体に、相談体制の整備、教育の充実、啓発活動の実施について必要な取組を行うよう規定しています。

【マ行】

「マタニティ・ハラスメント」：第4章－2※13

「職場」において行われる上司・同僚からの言動（妊娠・出産したこと、育児休業等の利用に関する言動）により、妊娠・出産した「女性労働者」や育児休業を申出・取得した「男女労働者」等の就業環境が害されること。

【ヤ行】

「ヤングケアラー」：第2章※10

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこと。

「ユニバーサルデザイン」：第4章－4※6

文化や言葉の違い、老若男女といった差異、障害や能力の違いを問わず、あらゆる人が利用できる施設・製品・情報の設計（デザイン）をいいます。バリアフリーが「障害者などが生活していく上で障壁となるものを取り除くこと」を指すのに対して、ユニバーサルデザインは、「もともと障壁がない環境デザイン」のことをいいます。

「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」：第 4 章－5※8

平成 29（2017）年 2 月ユニバーサルデザイン 2020 関係閣僚会議で決定。同行動計画において「心のバリアフリー」については、学習指導要領改訂を通じ、すべての子どもたちに「心のバリアフリー」の指導が実施されるよう取り組むほか、接遇を行う業界（交通、観光、流通、外食等）における全国共通の接遇マニュアルの策定・普及、全国で障害者等へのサポートを行い、人々が統一のマークを着用し、そのマインドが見える化する仕組みの創設などの施策を行うこととしました。また、地域の人権擁護委員をはじめとする法務省の人権擁護機関を「心のバリアフリー」の相談窓口として活用することや、人権擁護委員等の研修において「心のバリアフリー」に関する説明を行うこと等の取組が盛り込まれました。

「要配慮者」：第 4 章－10※1

「災害対策基本法」第 8 条第 2 項第 15 号において、「高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者」と規定されています。

【ラ行】

「隣保館」：第 5 章※2

地域社会全体のなかで、福祉の向上や人権啓発のための住民交流の拠点となる地域に密着したコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業等を総合的に行うことを目的として、市町村が設置・運営している施設です。

「『令和の日本学校教育』の構築を目指して～全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～」：第 4 章－3※5

令和 3（2021）年に中央教育審議会により答申され、2020 年代を通じて実現を目指すべき学びを明確にすると共に、それを実現するための必要な観点を①主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行う、②教員が子供の学びを最大限に引き出せるように教育に取り組む、③子供の学びや教員を支える環境の整備などをする、の 3 点とし、現代の学校教育環境が抱えるさまざまな課題を解決するために取組を推進しようとするものです。

「レッドリボン運動」：第 4 章－6※5

エイズへの理解のしるしとして胸に赤いリボンを付ける運動で、エイズで命を失った友人を追悼するため、ニューヨークの芸術家たちが胸に赤いリボンを付けたことに由来しています。

「労働施策総合推進法」：第 2 章※6

平成 30（2018）年 7 月施行。正式名称は「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」。労働者が生きがいをもって働ける社会の実現を目的として成立した法律です。

「老人週間」：第 4 章－4 ※12

国民の祝日に関する法律が改正され、「敬老の日」が「9 月 15 日」から「9 月の第 3 月曜日」に改められたため、平成 14（2002）年からは 9 月 15 日を「老人の日」とし、同日から 9 月 21 日までを「老人週間」としています。

【ワ行】

「ワークライフバランス」：第 4 章－3 ※20

「仕事と生活の調和」のことであり、若者の自立、就職問題から、非正規労働者の処遇の問題、過労死対策を含めた労働時間問題や年休取得促進、さらには、時間当たりの生産性の問題までが、その内容として言及されています。

世界人権宣言

※前文の改行等については、外務省の公表資料に準じた表記にしています。

昭和 23（1948）年 12 月 10 日

第 3 回国際連合総会採択

前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第 1 条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第 2 条

- 1 すべての人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。
- 2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第3条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当っては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第11条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第12条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第14条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第15条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第16条

- 1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第17条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第18条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第19条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第20条

- 1 すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

第21条

- 1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力の基礎とならなければならない。この意思は、定期的かつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第22条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第23条

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を

有する。

3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。

4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第 24 条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第 25 条

1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。

2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第 26 条

1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならない。また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。

2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種の若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。

3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第 27 条

1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。

2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第 28 条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第 29 条

1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあってのみ可能である社会に対して義務を負う。

2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもっぱら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。

3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第 30 条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

日本国憲法（抄）

昭和 21 年 11 月 3 日公布

昭和 22 年 5 月 3 日施行

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第 3 章 国民の権利及び義務

第 10 条 日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

第 11 条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第 12 条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第 13 条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第 14 条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 荣誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第15条 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

- 2 すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。
- 3 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。
- 4 すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。

第16条 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

第17条 何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる。

第18条 何人も、いかなる奴隸的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

第19条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第20条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

- 2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。
- 3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第21条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

- 2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第22条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

- 2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第23条 学問の自由は、これを保障する。

第24条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

- 2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

- 2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第26条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

- 2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第27条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

- 2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。
- 3 児童は、これを酷使してはならない。

第28条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

第 29 条 財産権は、これを侵してはならない。

2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。

3 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

第 30 条 国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

第 31 条 何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

第 32 条 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

第 33 条 何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。

第 34 条 何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければ、抑留又は拘禁されない。又、何人も、正当な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。

第 35 条 何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、第 33 条の場合を除いては、正当な理由に基いて発せられ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。

2 搜索又は押収は、権限を有する司法官憲が発する各別の令状により、これを行ふ。

第 36 条 公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる。

第 37 条 すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。

2 刑事被告人は、すべての証人に対して審問する機会を充分に与へられ、又、公費で自己のために強制的手続により証人を求める権利を有する。

3 刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、国でこれを附する。

第 38 条 何人も、自己に不利益な供述を強要されない。

2 強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない。

3 何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。

第 39 条 何人も、実行の時に適法であつた行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問はれない。又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問はれない。

第 40 条 何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところにより、国にその補償を求めることができる。

第 10 章 最高法規

第 97 条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成 12 年 11 月 29 日公布

平成 12 年 12 月 6 日施行

（目的）

第 1 条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵かん養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

（基本理念）

第 3 条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

（国の責務）

第 4 条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第 5 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第 6 条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

（基本計画の策定）

第 7 条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

（年次報告）

第 8 条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

（財政上の措置）

第 9 条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第 8 条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

（見直し）

第 2 条 この法律は、この法律の施行の日から 3 年以内に、人権擁護施策推進法（平成 8 年法律第 120 号）第 3 条第 2 項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

高知県人権尊重の社会づくり条例

(平成 10 年 3 月 30 日条例第 2 号)

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。世界人権宣言にうたわれているこの理念は、人類普遍の原理であり、日本国憲法においても、法の下での平等及び基本的人権の保障について定められている。

この理念の下に、すべての人々がそれぞれ一人の人間として人を大切にし、大切にされる人権尊重の社会をつくることは、私たちみんなの願いである。

しかし、現実社会には、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障害者、HIV 感染者等、外国人などに対する人権侵害の問題が依然として存在している。

同和問題については、高知県においても行政の責務として長年取り組んできたが、いまだ完全には解決されていない実態がある。

県は、これらの問題の解決に先導的な役割を果たすべきであり、また、私たちは、力を合わせてあらゆる人権問題の早急な解決を図っていかねばならない。

ここに、私たちは、人権という普遍的な文化の創造を目指し、差別のない、差別が受け入れられない人権尊重の社会づくりを進めていくことを決意して、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、人権尊重の社会づくりについて、県、市町村及び県民(県内に在住する個人並びに県内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体をいう。以下同じ。)の責務を明らかにするとともに、施策の基本的な方針に関し必要な事項を定めることにより、同和問題をはじめとするあらゆる人権に関する問題への取組を推進し、もって真に人権が尊重される明るい社会づくりに寄与することを目的とする。

(県の責務等)

第 2 条 県は、前条の目的を達成するため、人権が尊重される社会の環境づくりを図るとともに、人権意識の高揚を目的とする教育及び啓発に関する施策(以下「人権施策」という。)を総合的に推進するものとする。

- 2 知事は、人権意識の高揚を図るため、県内における人権に関する実態について定期的に公表するものとする。
- 3 知事は、人権侵害に当たる行為をしたものに対して、必要な指導及び助言をすることができる。

(市町村の責務)

第3条 市町村は、自らの行政分野で人権尊重に配慮し、人権意識の高揚に努めるとともに、県が実施する施策に協力するものとする。

(県民の責務)

第4条 県民は、互いに人権を尊重し、自らが人権尊重の社会づくりの担い手であることを認識して人権意識の向上に努めるとともに、県又は市町村が実施する施策に協力するものとする。

(人権施策の基本方針)

第5条 知事は、同和問題をはじめとするあらゆる人権に関する問題の解決に向けて、すべての県民が自主的に取り組むよう意識の高揚を図るとともに、市町村及び県民の取組を一層促進させるため、人権施策の基本方針を定めるものとする。

(高知県人権尊重の社会づくり協議会)

第6条 人権施策の推進に関し、必要に応じて重要事項を調査協議させるため、高知県人権尊重の社会づくり協議会(以下「協議会」という。)を置く。

- 2 知事は、前条の人権施策の基本方針を定めるに当たっては、あらかじめ協議会の意見を聴くものとする。
- 3 協議会は、人権尊重の社会づくりに関する事項に関し、知事に意見を述べることができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関する事項その他この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

高知県人権尊重の社会づくり条例施行規則

(平成 10 年 4 月 1 日規則第 63 号)

改正 平成 11 年 4 月 1 日規則第 49 号 平成 19 年 4 月 1 日規則第 50 号

平成 21 年 4 月 1 日規則第 43 号 平成 26 年 2 月 25 日規則第 4 号

平成 29 年 4 月 1 日規則第 38 号 令和 3 年 4 月 1 日規則第 32 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、高知県人権尊重の社会づくり条例(平成 10 年高知県条例第 2 号)第 7 条の規定に基づき、高知県人権尊重の社会づくり協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関する事項その他同条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 協議会は、委員 28 人以内で組織する。

(委嘱)

第 3 条 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が委嘱する。

- (1) 関係行政機関の職員
- (2) 人権問題に関し学識経験を有する者

(任期等)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員又は増員により新たに委嘱された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選によって定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が定めた順序により、その職務を代行する。

(会議)

第 6 条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長が当たる。

- 3 会議は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、及び議決をすることができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長及び副部会長を置き、それぞれ部会に属する委員の互選によって定める。
- 4 第5条第2項及び第3項並びに前条の規定は、部会の組織及び運営について準用する。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、高知県子ども・福祉政策部人権・男女共同参画課において処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第6条第1項の規定にかかわらず、この規則の施行の日以後最初に開かれる会議は、知事が招集する。

附 則(平成11年4月1日規則第49号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。(後略)

附 則(平成19年4月1日規則第50号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。(後略)

参考資料：高知県人権尊重の社会づくり条例施行規則

附 則(平成 21 年 4 月 1 日規則第 43 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。(後略)

附 則(平成 26 年 2 月 25 日規則第 4 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。(後略)

附 則(平成 29 年 4 月 1 日規則第 38 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。(後略)

附 則(令和 3 年 4 月 1 日規則第 32 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。(後略)

高知県人権施策推進委員会設置要綱

（目 的）

第1条 全ての人々がそれぞれ一人の人間として人を大切にし、大切にされる人権尊重の社会の実現を目指し、人権施策の円滑かつ適正な推進を図るため、高知県人権施策推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 推進委員会は、次の事項を所掌する。

- 一 高知県人権施策基本方針の推進に関すること。
- 二 人権侵害に関すること。
- 三 その他人権施策の推進に関すること。

（組 織）

第3条 推進委員会の構成員は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 委員長
 - 二 副委員長
 - 三 委員
 - 四 幹事
 - 五 専門幹事
- 2 委員長は、知事をもって充てる。
 - 3 副委員長は、副知事をもって充てる。
 - 4 委員は、別記1に掲げる者をもって充て、副委員長代理として、子ども・福祉政策部長を充てる。
 - 5 幹事は、別記2に掲げる者をもって充て、幹事長として、子ども・福祉政策部副部長を充てる。
 - 6 専門幹事は、知事部局、公営企業局、教育委員会事務局、監査委員事務局及び県警本部の職員のうちから、必要に応じて委員長が指名する。

（職 務）

第4条 委員長は、推進委員会の事務を統轄する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が不在のとき、又は事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 委員及び幹事は、委員長の命を受け、それぞれの職務に応じて委員会の事務に参画し、副委員長代理及び幹事長は、特定の事務に従事する。
- 4 専門幹事は、委員長の命を受け、それぞれの職務に応じて専門の職務に従事する。

（事務局）

第5条 推進委員会の事務を処理するため、推進委員会に事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長、次長及び局員を置く。
- 3 事務局長は子ども・福祉政策部人権・男女共同参画課長の職にある者を、次長は同課課長補佐の職にある者を、局員（事務局長及び次長を除く。）は同課職員をもって充てる。

（雑 則）

第6条 この規定に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、平成 17 年 3 月 1 日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

別記1(委 員)

総合企画部長
理事(人口減少・中山間担当)
総務部長
危機管理部長
健康政策部長
子ども・福祉政策部長
文化生活部長
産業振興推進部長
商工労働部長
観光振興スポーツ部長
農業振興部長
林業振興・環境部長
水産振興部長
土木部長
会計管理者兼会計管理局長
理事・東京事務所長
理事・大阪事務所長
教育長
警察本部長
公営企業局長

別記2(幹 事)

総合企画部副部長(総括)
総務部副部長(総括)
危機管理部副部長(総括)
健康政策部副部長(総括)
子ども・福祉政策部副部長(総括)
文化生活部副部長(総括)
産業振興推進部副部長(総括)
商工労働部副部長(総括)
観光振興スポーツ部副部長(総括)
農業振興部副部長(総括)
林業振興・環境部副部長(総括)
水産振興部副部長(総括)
土木部副部長(総括)
会計管理局次長
教育次長(総括)
警察本部警務部参事官
公営企業局次長

人 権 カ レ ン ダ ー

1 月						
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
		いのちの 電話フリ ーダイヤ ルの日 (毎月)				
15	16	17	18	19	20	21
		防災とボ ランティア の日				
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31	○防災とボランティア週間（15 ～21 日） ○世界ハンセン病デー（1 月の 最終日曜日）			

2 月						
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
世界友情 の日 国際友愛 の日						
29	○情報セキュリティ月間					

3 月						
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
国際女性デー		農山漁村女性 の日				
15	16	17	18	19	20	21
						国際人種差別撤 廃デー
22	23	24	25	26	27	28
		世界結核デー				
29	30	31	○女性の健康週間（1～8日） ○人種差別と闘う人々との連帯週間（21～27 日）			

4 月						
1 売春防止法施行 記念日 児童福祉法施行 記念日	2 世界自閉症啓発 デー	3	4	5	6	7 世界保健デー
8	9	10 女性の日 法テラスの日	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	○全国一斉ラブウォークの日（第2土曜日） ○国際盲導犬の日（最終水曜日） ○発達障害啓発週間（2～8日） ○女性週間（10～16日） ○在日朝鮮人歴史・人権週間前期（中旬～下旬）				

5 月						
1 日本赤十字社 創立記念日	2	3 世界報道自由デー 憲法記念日	4	5 こどもの日 児童憲章制定記 念日 手話の日	6	7
8 世界赤十字デー	9	10	11	12 看護の日 国際ナースデー 民生委員・児童 委員の日	13	14
第二次大戦中に命を失った全ての人 に追悼を捧げる日		17	18 国際親善（善意） デー	19	20	21 対話と発展のた めの世界文化多 様性デー
15 国際家族デー	16	17	18	19	20	21
22 ほじょ犬の日	23	24	25	26	27	28 国際アムネスティ 記念日
29	30 消費者の日	31	○憲法週間（1～7日） ○春のこどもまんなか月間 こどもまんなか児童福祉週間（5～11日） ○看護週間（8～14日） ○民生委員・児童委員の活動強化週間（12～18日） ○自由、独立及び人権のために闘うすべての植民地人民との連帯週間 （非自治地域の人々との連帯週間）（25～31日） ○赤十字運動月間 ○消費者月間			

6 月						
1 人権擁護委員の日	2	3	4 侵略による罪のない幼児犠牲者の国際デー	5 環境の日（日本） 世界環境デー（世界）	6 補聴器の日	7 母親大会記念日
8	9	10	11	12 児童労働反対世界デー	13 小さな親切の日	14
15	16	17	18	19	20 世界難民デー	21
22 らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日	23 沖縄慰霊の日	24	25	26 国民憲章調印記念日 国際麻薬乱用・不正取引防止デー 拷問の犠牲者を支援する国際デー	27	28
29	30	○HIV検査普及週間（1～7日） ○ハンセン病を正しく理解する週間（25日を含む週の日曜日から土曜日） ○男女共同参画月間 ○環境月間 ○プライド月間 ○男女共同参画週間（23～29日） ○男女雇用機会均等月間 ○外国人労働者問題啓発月間				

7 月						
1 国民安全の日 更生保護の日	2 ユネスコ加盟記念の日	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19 女性大臣の日	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31	○勤労青少年の日（第3土曜日） ○部落差別をなくする運動強調週間（10～20日） ○青少年の非行・被害防止全国強調月間 ○社会を明るくする運動強調月間			

8 月						
1	2	3	4	5	6	7
8	9 世界の先住民の国際デー	10	11	12 国際青少年デー	13	14
15 終戦の日	16	17	18	19	20	21
22	23 奴隷貿易とその廃止を記念する国際デー	24	25	26	27	28
29	30	31	○在日朝鮮人歴史・人権週間後期（中旬～9月初旬）			

9 月						
1 防災の日	2	3	4	5	6	7
8 国際識字デー	9	10 世界自殺予防デー	11 警察相談の日	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21 国際平和デー 世界アルツハイマーデー
22 孤児院の日	23 手話言語の国際デー	24	25	26	27	28
29	30	○防災週間（8月30日～9月5日） ○老人の日（第3月曜日） ○全国一斉「高齢者・障害者の人権あんしん相談」強化週間（9月中で設定） ○結核予防週間（24～30日） ○障害者雇用支援月間 ○発達障害福祉月間				
		○自殺予防週間（10～16日） ○老人週間（15～21日） ○知的障害福祉月間 ○世界アルツハイマー月間				

10 月						
1 福祉用具の日 国際高齢者デー 法の日	2 国際非暴力デー	3 犯罪被害者支援の日	4	5	6 国際協力の日	7
8	9	10 世界メンタルヘルスデー 目の愛護デー	11 安全・安心なまちづくりの日	12	13 国際防災デー	14
15 たすけあいの日	16 世界食糧デー	17 貧困撲滅のための国際デー	18	19	20	21 国際反戦デー
22	23	24 国連デー	25	26	27	28
29	30	31	○「法の日」週間（1～7日） ○精神保健福祉普及運動（10月中で設定） ○高年齢者雇用支援月間 ○里親月間 ○共同募金運動（10月1日スタート）			
			○仕事と家庭を考える月間 ○情報化月間			

11 月						
1 点字記念日	2	3	4 ユネスコ憲章記念日	5	6	7
8	9	10	11 世界平和記念日 介護の日	12	13	14
15	16 国際寛容デー	17	18	19 国際男性デー	20 世界こどもの日	21 世界あいさつの日
22	23	24	25 女性に対する暴力撤 廃の国際デー	26	27 更生保護記念日	28
29	30	○福祉人材確保重点実施期間（4～17日） ○女性に対する暴力をなくす運動（12～25日） ○最低賃金周知旬間（21～30日） ○犯罪被害者週間（25～12月1日） ○全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間（11月中で設定） ○秋のこどもまんなか月間 ○過労死等防止啓発月間				

12 月						
1 世界エイズデー いのちの日	2 奴隷制度廃止国 際デー	3 国際障害者デー	4	5 経済・社会開発 のための国際ボ ランティア・デ ー	6	7
8	9	10 世界人権デー	11 ユニセフ創立記 念日	12	13	14
15	16	17	18 国際移民デー	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31	○障害者週間（3～9日） ○職場のハラスメント撲滅月間 ○世界人権週間（4～10日） ○北朝鮮人権侵害問題啓発週間（10～16日）			